

# 高知県犯罪被害者等支援 事業費補助金について



高知県では、重大な犯罪被害によって生命、身体被害に遭われた方やそのご遺族の経済的な負担の軽減を図るため、高知県犯罪被害者等支援に関する指針（令和3年3月策定）に基づき、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を補助する制度を創設しました。

## 《補助の種類と補助限度額》

| 種類        | 生活資金の補助                      | 転居費用の補助   | 再提訴費用の補助  |
|-----------|------------------------------|-----------|-----------|
| 補助<br>限度額 | 死亡 30万円<br>重傷病・性犯罪 10万円 (上限) | 20万円 (上限) | 32万円 (上限) |

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害(再提訴は、同日以降に提訴した場合)に限ります。

※補助対象経費は、実際にかかった費用のみで、限度額上限が一律に交付されるわけではありません。

## 《補助が受けられる場合》

- ・犯罪被害に遭った時（再提訴費用の補助は再提訴をした時）に高知県内に住所を有していたこと。
- ・申請者の前年の所得が、児童手当の支給要件を超えていないこと。
- ・県が定める申請の期限を超過していないこと。（種類によって申請期限が異なります。）
- ・犯罪被害に遭った事実が被害届の受理等で確認できること。 等

※上記以外にも要件があります。詳しくは、高知県HPをご確認いただくか、相談窓口までお問い合わせください。

## 《補助の対象とならない場合》

- ・犯罪被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合。
  - ・犯罪被害者又は遺族が暴力団員等(※)である場合。
  - ・申請者が県税を滞納している場合。
  - ・犯罪被害者又は遺族が、犯罪行為を誘発した場合又はその責めに帰すべき行為があった場合。
  - ・その他の事情から判断して、補助金を交付することが社会通念上適当でないと認められる場合。
- ※高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）に規定する暴力団員及び暴力団関係者

## 《交付の取消し及び返還》

- ・補助金交付決定後、交付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたと認めるときは、**交付決定が取り消されます。**
- ・交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されていたときは、**返還しなければなりません。**

## 補助金制度の概要

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害  
(再提訴は、同日以降に提訴した場合)に限ります。

| 項目         | 生活資金の補助  | 転居費用の補助  | 再提訴費用の補助   |
|------------|--|--|--|
| 補助の内容      | 重大な犯罪被害によって生命、身体の被害に遭われた方やその遺族の犯罪被害による心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助します。  | 住居又はその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが、困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居への転居に要する費用の一部を補助します。 | 犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の時効消滅を中断させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。 |
| 対象となる犯罪被害者 | ①犯罪被害によって死亡した被害者の遺族(※1)。<br>②犯罪被害によって負傷又は疾病した被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院(精神的な疾病は3日以上)の労務不能が必要であると医師に診断された方。<br>③性犯罪による被害を受けた被害者で、加療が必要であると医師に診断された方。 |  |  |
| 対象経費       | 犯罪被害に遭ったことで生じた費用(※2)で、他の公的支援の対象とならない費用。  | 引越しを行った事業者に支払う費用(※3)。  | 再提訴時に裁判所に支払う事務手数料(※4)。   |
| 申請期限       | 犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと。  | 犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと   | 再提訴をした日から2年を超えていないこと。  |
| 必要書類(※5)   | ①高知県犯罪被害者等支援事業費補助金交付申請書<br>②犯罪被害申告書<br>③経費内訳書兼実績報告書<br>添付書類：住民票、所得証明書、かかった経費の領収書等、診断書又は死体検案書等  |  |  |

(※1) 申請できる遺族の範囲と申請の優先順位については、犯罪被害給付制度に準じます。詳しくはお問い合わせください。

(※2) 被害者の葬儀に要する費用、負傷又は疾病の治療に要する費用(性犯罪被害者)、警察・裁判所・検察庁等への出頭に要する費用等。

(※3) 運送に要する費用、荷造り等のサービスに要する費用。

(※4) 提訴に要する印紙代、予納郵券代。

(※5) 上記申請用紙及び申請時の必要な添付書類等について、詳しくは高知県ホームページをご確認ください。

## 相談窓口

◇制度の利用にあたっては、面接相談が必要です。まずは、お電話にてお問い合わせください。

認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター

電話：088-854-7867 (ナヤマナ)

受付：月曜日から金曜日(土日祝日 年末年始を除く) 10時から16時まで

## 制度に関する問い合わせ先

県庁 文化生活スポーツ部 県民生活課

電話：088-823-9319

受付：月曜日から金曜日(土日祝日 年末年始を除く) 8時30分から17時15分まで

詳しくは  
こちら



令和3年4月1日現在